

## II 県立特別支援学校高等部(知的障害:職業学級)

県立特別支援学校高等部(知的障害:職業学級)(以下「職業学級」という。)における入学者の選考は、次の事項に基づいて公正に実施する。

### 1 出願資格

県立特別支援学校高等部(職業学級)に入学を出願することができる者は、知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

職業学級を希望する者

ア 特別支援学校中学部(知的障害)普通学級及び中学校の特別支援学級(知的障害、自閉症・情緒障害)を令和8年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者(別紙様式3の1又は3の2出願資格申請書)

ウ 将来一般就労等をを目指す者

エ 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

### 2 出願

出願は、一人につき、1校1学科(新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。)とする。新潟県立学校ウェブ出願システム(以下、「ウェブ出願システム」)を使用する。

### 3 募集定員

各学校の募集定員は別に公示する。

### 4 通学区域

(1) 高等部職業学級の通学区(以下「学区」という。)は、以下の区域とする。

ア 新潟県立江南高等特別支援学校:新潟市北区、東区、中央区、江南区、秋葉区

イ 新潟県立西蒲高等特別支援学校:新潟市西区、南区、西蒲区、弥彦村

ウ 新潟県立月ヶ岡特別支援学校:三条市、燕市、加茂市、田上町、見附市

エ 新潟県立吉川高等特別支援学校:上越市

(2) 高等部のある特別支援学校中学部生徒については、保護者の住所が学区外にある場合であっても、通学区域に関する規則第2条により、当該高等部に志願することができる。

### 5 選考の方法

(1) 職業学級設置校の校長は、校長を委員長とする「入学者選考委員会」を設け、面接、諸調査並びに提出書類を含め総合的に選考する。

(2) 各学校で必要と認めた場合は、提出書類の「調査書」並びに「推薦書」のほか、更に必要な書類の提出を求めることができる。この書類の様式は、県教育委員会の承認を得て各校長が定める。

(3) 受検希望者が職業学級の定員を超えた場合は、上記選考方法により入学の可否を決定し、入学できない者は普通学級の選考対象とする。なお、総合選考方式による学区及び地区では、総合選考により受入校を決定する。

### 6 面接及び諸調査の期日

令和8年1月30日(金) 予備日:令和8年2月4日(水)

1次特別選考日:令和8年3月10日(火) ※予備日に受検できなかった者

### 7 選考調査の内容

(1) 面接

(2) 学力調査

基本的な国語・数学の内容(例:文部科学省著作教科書「☆☆☆☆国語」「☆☆☆☆国語」「☆☆☆☆数学」「☆☆☆☆数学」程度)

(3) 作業能力調査

指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧緻性等の内容(例:梱包、部品組立、清掃等の軽作業)

(4) 運動能力調査

基礎的な運動能力や身体各部位の動き等の内容(例:マット、ボール、反復運動等の軽運動)

### 8 合格者の発表

(1) 令和8年2月9日(月)までに各学校において行い、選考結果をウェブ出願システムにより2月12日(木)までに報告するものとする。

(2) 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」(別紙様式4)を出願先の学校の校長に提出するものとする。

### 9 出願手続

令和7年12月1日(月)から、ウェブ出願システムに志願者情報や志願先等の出願情報の登録開始

(1) 職業学級を志願する者は、事前に志願する職業学級設置校の教育相談を受けることを出願条件とする。

- (2) 出願に必要な書類 ※ア～エの書類は、出願先の学校に紙面で提出する。
  - ア 調査書（別紙様式1） ※今年度より書式の変更あり
  - イ 在籍校長の推薦書（別紙様式5）
  - ウ その他出願先の特別支援学校で必要とするもの
  - エ 1出願資格イにより出願資格を得た者は、出願資格認定通知の写し
- (3) 出願に必要な書類の様式の取得  
出願に必要な書類の様式は、出願する側の学校がウェブ出願システム又は義務教育課（特別支援教育）ホームページからダウンロードする。
- (4) 出願に必要な書類の提出
  - ア 志願者は、ウェブ出願システムに出願情報の登録が終了したことを在籍（出身）学校に報告し、あて先を明記した返信用封筒（詳細は各学校の募集要項による）を、在籍（出身）学校に提出する。
  - イ 上記アの志願者から、あて先を明記した返信用封筒の提出を受けた在籍（出身）学校は、「調査書」及び「推薦書」等の必要書類を所定の受付期間内に出願先の学校に提出する。
  - ウ 所定の「調査書」の提出が不可能な場合には、返信用封筒（詳細は各学校の募集要項による）に次の書類を添えて直接出願先の学校に提出する。
    - ア 出願資格の証明書
    - イ 学業成績の証明書又は提出不能に関する証明書
    - ウ 在籍校長に代わる機関の推薦書
- (5) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年1月9日（金）から1月16日（金）までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (6) 出願状況の公表  
出願を締切り後、各学校の出願状況については、各学校で公表する。
- (7) 志願変更  
志願変更を希望する志願者に対して、在籍（出身）学校はウェブ出願システムにおいて、令和8年1月19日（月）から1月23日（金）までに志願変更の手続きを行う。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (8) 出願資格を得た者の出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年1月19日（月）から1月23日（金）までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

## 10 欠員補充による2次募集について

選考終了後、職業学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、令和8年2月24日（火）に県教育委員会が県報及び義務教育課ホームページにおいて発表する。

- (1) 出願資格、出願及び出願手続
  - ア 1次募集の際と同様に、ウェブ出願システムに出願情報を登録し、出願に必要な書類を紙面で提出する。
  - イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。  
なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。
- (2) 出願及び出願に必要な書類の受付期間  
令和8年3月2日（月）から3月6日（金）までとする。出願に必要な書類の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (3) 面接及び諸検査の期日  
令和8年3月10日（火）
- (4) 結果の発表
  - ア 令和8年3月11日（水）に各学校において行い、結果をウェブ出願システムにより3月13日（金）までに報告するものとする。
  - イ 入学予定者が、保護者の転勤等により入学を辞退する場合は、「入学辞退届」（別紙様式4）を出願先の学校の校長に提出するものとする。

## 11 そ の 他

- (1) 選考に係る調査として実施する「学力調査」「作業能力調査」「運動能力調査」の内容は、合格発表時に併せて掲示する。
- (2) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合で、当該者が職業学級の教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。
- (3) 校長は、「調査書」、「推薦書」及びその他の書類の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、願書の受理及び合格を取り消すことができる。
- (4) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。
- (5) 出願に必要な書類は、ウェブ出願システム又は義務教育課（特別支援教育）ホームページからダウンロードする。
- (6) 県外から出願を希望する者は、新潟県教育委員会に出願申請を行い、その承認を得なければならない。出願申請の受付期間は、令和8年1月5日（月）までとする。